

「技術者配置不能による入札無効」の試行について
(電気工事及び機械器具設置工事に限る。)

入札書を提出した後の入札辞退を認めないこととしていますが、技術者不足による入札不調が多く発生する電気工事及び機械器具設置工事を対象として、応札者が他の工事の落札者等となり当該入札案件の工事に配置予定技術者を配置出来なくなったという理由に限り、当該入札を無効とし、1か月間本局の入札に参加することができない入札参加制限を適用しない取扱いを試行実施します。

ただし、この試行実施は入札後資格確認型一般競争入札の「電気工事」及び「機械器具設置工事」に限りです。

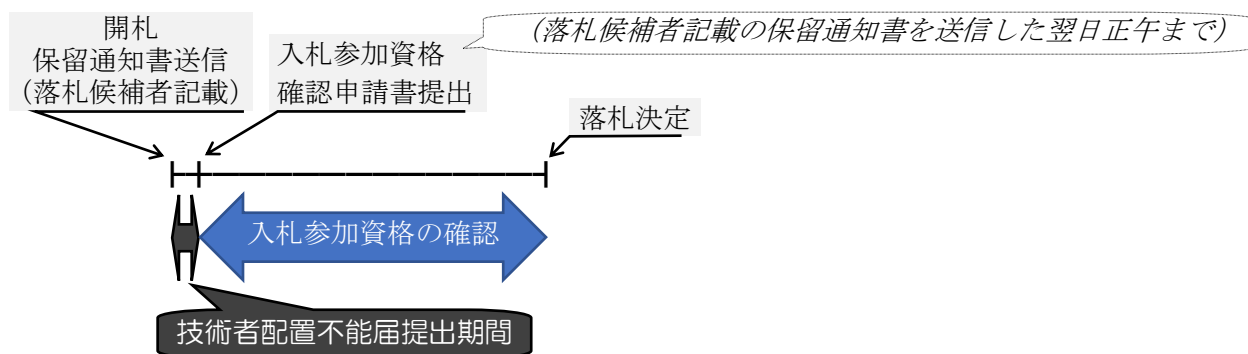
《「技術者配置不能届」の届出方法》

開札後、入札参加資格確認申請書の提出期限までの間に、技術者配置不能届（様式は最終頁に記載）を工事担当課へ電子メールで提出し、電話にて到達確認を行ってください。

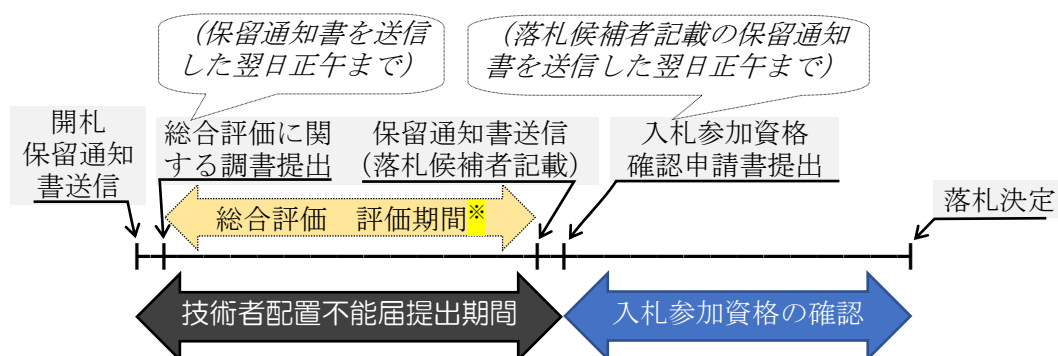
電気工事及び機械器具設置工事であっても、当該届の提出なく、入札参加資格確認申請書を提出しない、又は不備のある入札参加確認申請書を提出した者は、その後1か月間、本局の入札に参加することはできません。

注： 下図の取扱いは、入札後資格確認型一般競争入札の
「電気工事」及び「機械器具設置工事」に限りです。

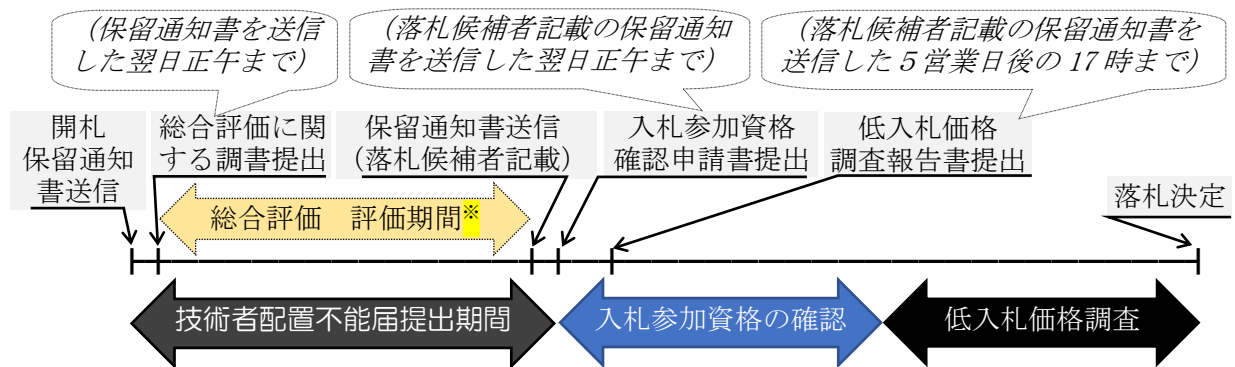
【通常の入札後資格確認型一般競争入札の場合】



【総合評価・入札後資格確認型一般競争入札の場合】



【総合評価・入札後資格確認型一般競争入札（低入札）】



※ 総合評価の評価期間は、通常、調書提出から20～30日間程度ですが、これ以上の期間を要する場合があります。
評価期間によって入札参加資格確認申請書等の提出日が変わるため、納税証明書など、入札参加資格確認申請書に添付する書類の有効期限にご留意ください。

実施時期

令和7年9月1日以降に入札公告を行うものから適用します。

技術者配置不能届を提出する場合の事務処理手順

- 1) 入札参加者から工事担当課へ技術者配置不能届を電子メールで提出及び電話確認
- 2) 工事担当課で技術者配置不能届を確認の上、契約担当課の組織メールへ電子メールを転送
- 3) 契約担当課が無効の処理（次順位者が落札候補者となる旨記載した保留通知書を発出）

その他説明

今回の試行は、入札後資格確認型一般競争入札（総合評価落札方式を含みます。）の「電気工事」及び「機械器具設置工事」に限り行います。

一般競争入札（WTO案件）、指名競争入札及び随意契約は対象外です。

所在地 ○○市○○区○○町○丁目○番○
号

商号又は名称 株式会社○○○○
代 表 者 代表取締役 ○○ ○○

電気工事及び機械器具設置工事における
技 術 者 配 置 不 能 届

下記1の工事について、下記2の工事の落札候補者となり、技術者が配置出来なくなりましたので届出ます。

下記1の工事において入札を無効とされることに異議ありません。
また、下記の記載事項について、万一、事実と相違するものがあつた場合の責めは全て負うものとし、入札参加資格の喪失や指名停止の措置等を取られても一切異議の申立てをいたしません。

記

1の工事（予定していた技術者が配置出来なくなった本局の工事）

工 事 名	○○○
-------	-----

2の工事（技術者を配置することとなった工事）

発 注 者 名	○○○
工 事 名	○○○○○○○○○○○○○○○○工事
通 知 日 時※	令和 ○ 年○○月○○日（○）○○時○○分

※ 技術者を配置することとなった工事の落札候補者となった保留通知書（事前確認型一般競争入札及び指名競争入札においては落札決定通知書）を受領した日時を記載すること。ただし、その日時は1の工事の同日時以前のものに限る。

問い合わせ先	担当者：○○ ○○ 部 署：○○部○○課 電 話：(○○○)－○○○－○○○○(代)（内線○○○○）
--------	---

注1 開札後、入札参加資格確認申請書の提出期限までの間に、本届を入札公告に記載の工事担当課へ電子メールで提出し、同課へ電話にて到達確認を行ってください。
注2 事実確認のため、別途、書類の提示を求める場合があります。
注3 本届がないまま、競争入札参加資格審査申請書が提出されない場合、当該入札を無効（非確認）とした日の翌日から起算して1か月間、入札に参加できないので注意すること。